

基発第0423001号

平成19年 4月 23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正部分）の施行について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第161号）の施行については、「雇用保険法等の一部を改正する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について」（平成19年4月23日付け発職第0423001号）によるが、改正法の施行に伴う「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成19年厚生労働省令第80号）についても本日公布され施行されることとなったところ、同省令中の労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）に係る改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）において労働者災害補償保険法を改正し、労働福祉事業については

- ① 労災保険給付を補完し、又は一体的に運営される事業
- ② 労働災害の防止等保険給付事業の健全な運営を確保するための事業

といった労災保険で行うにふさわしいものに限るという観点から見直しを行い、労働条件確保事業を廃止するとともに、「労働福祉事業」という事業名を「社会復帰促進等事業」に改める等の所要の措置を講じたものである。

2 労災則の改正の内容

- (1) 省令中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
- (2) 社会復帰促進等事業として行う短時間労働者雇用管理改善等助成金は、短時間労働者に対する措置として健康診断（労働安全衛生法に基づく健康診断を除く。）を行う事業主に対して支給するものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 関係通達等の整備

従来発出した通達及び事務連絡については、「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改めて運用すること。